

阿賀野市行政組織改編に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第 1 9 号

阿賀野市行政組織改編に伴う関係規則の整理に関する規則

(阿賀野市公印規則の一部改正)

第 1 条 阿賀野市公印規則(平成 1 6 年阿賀野市規則第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「社会福祉課長」を「福祉支援課長」に、「管財課長」を「財務課長」に改める。

(阿賀野市財務規則の一部改正)

第 2 条 阿賀野市財務規則(平成 1 6 年阿賀野市規則第 5 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項、第 8 条から第 1 1 条まで、第 1 4 条、第 1 5 条、第 2 2 条から第 2 4 条まで、第 2 8 条から第 3 3 条まで、第 1 2 5 条、第 1 2 6 条及び第 1 8 8 条中「企画財政課長」を「財務課長」に改める。

第 2 0 0 条、第 2 0 2 条 1 項、第 2 0 3 条 3 項、第 2 0 4 条第 3 項、第 2 0 6 条第 2 項、第 2 0 7 条第 2 項、第 2 0 9 条第 4 項、第 2 1 1 条から第 2 1 3 条まで、第 2 1 6 条、第 2 1 7 条、第 2 1 9 条から第 2 2 1 条まで、第 2 2 3 条、第 2 2 4 条及び第 2 4 2 条中「管財課長」を「財務課長」に改める。

第 2 6 2 条及び第 2 6 3 条 1 項中「企画財政課長」を「財務課長」に改める。

別表第 3 中

「

市長政策・市民協働課 総務課 危機管理課 企画財政課 管財課 税務課	当該課 局等の 課局長	当該課局等の 所管事務に係 る収入金を出 納すること及 び出先機関の 所管事務に係	出納員の所管 事務に係る収 入金を収納す る当該課局等 の職員及び出 先機関におい
---	-------------------	--	--

会計課 市民生活課 健康推進課 社会福祉課 高齢福祉課 生涯学習課 農林課 商工観光課 公園管理事務所 建設課 消防本部 議会事務局 教育委員会事務局の 課 選挙管理委員会 監査委員事務局 農業委員会事務局 固定資産評価審査委 員会 上下水道局		る収入金を収 納すること。	て徴収する収 入金を収納す ること。
---	--	------------------	--------------------------

」

を

「

総務課 危機管理課 まちづくり政策課 デジタル推進課 財務課 税務課 会計課 市民生活課 地域保健課 福祉支援課	当該課 局等の 課局長	当該課局等の 所管事務に係 る収入金を出 納すること及 び出先機関の 所管事務に係 る収入金を収 納すること。	出納員の所管 事務に係る収 入金を収納す る当該課局等 の職員及び出 先機関におい て徴収する収 入金を収納す ること。
---	-------------------	--	--

こども課 生涯学習課 農林課 商工観光課 公園管理事務所 建設課 消防本部 議会事務局 教育委員会事務局の 課 選挙管理委員会 監査委員事務局 農業委員会事務局 固定資産評価審査委 員会 上下水道局			
--	--	--	--

」

に改める。

様式目次の表予算配当整理簿の項及び一時借入金整理簿の項中「企画財政課長」を「財務課長」に改める。

第 6 7 号様式の 6 中「管財課長」を「財務課長」に改める。

第 8 3 号様式中「企画財政課」を「財務課」に改める。

第 8 9 号様式中「管財課長」を「財務課長」に改める。

(阿賀野市老人福祉法施行細則の一部改正)

第 3 条 阿賀野市老人福祉法施行細則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 号様式中

「高齢福祉課長

高齢福祉課長補佐」

を削り、

「社会福祉課長

社会福祉課長補佐」

を

「福祉支援課長

福祉支援課長補佐」

に改める。

(阿賀野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部改正)

第4条 阿賀野市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則(平成16年阿賀野市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2号様式から第4号様式の6まで及び第9号様式から第9号様式の3までの規定中「社会福祉課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市介護保険条例施行規則の一部改正)

第5条 阿賀野市介護保険条例施行規則(平成16年阿賀野市規則第97号)の一部を次のように改正する。

第10号様式、第11号様式及び第13号様式中「高齢福祉課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市介護認定審査会規則の一部改正)

第6条 阿賀野市介護認定審査会規則(平成16年阿賀野市規則第98号)の一部を次のように改正する。

第9条中「高齢福祉課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市健康推進員規則の一部改正)

第7条 阿賀野市健康推進員規則(平成16年阿賀野市規則第100号)の一部を次のように改正する。

第5条中「健康推進課」を「地域保健課」に改める。

(阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第8条 阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年阿賀野市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2号様式、第4号様式、第6号様式、第7号様式、第11号様式、第13号様式、第16号様式、第18号様式、第20号様式、第21号様式及び第24号様式中「社会福祉課」を「福祉支援課」に改める。

(阿賀野市行政組織規則の一部改正)

第9条 阿賀野市行政組織規則(平成25年阿賀野市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条の表総務部の部及び民生部の部を次のように改める。

総務部	総務課		庶務係	交通対策係	人事係
-----	-----	--	-----	-------	-----

	危機管理課		危機管理係
	まちづくり 政策課		政策調整係 まちづくり推進係
	デジタル推 進課		デジタル推進係 情報システム係
	財務課		財産管理係 入札契約係 財政係
	税務課		市民税係 資産税係 収税係
民生部	市民生活課		市民係 相談係
		脱炭素・S DGs 推進 室	環境係
	地域保健課		地域保健第1係 地域保健第2係 保健企画係 こども若者相談支援係
	福祉支援課		福祉企画係 障がい福祉係 援護係 保険年金係 健康づくり係 介護 保険係
	こども課		こども福祉係 子育て支援係
	生涯学習課		社会教育係 図書館係 文化行政係 管理・スポーツ係 博物館係

第6条第1項及び第2項中「社会福祉課及び高齢福祉課」を「福祉支援課」に改め、同条第3項中「社会福祉課長」を「福祉支援課長」に改める。

第9条第3項中「又は室」を「若しくは室又は係」に改める。

第16条第1項中「健康推進課」を「こども課、福祉支援課及び地域保健課」に改め、同条第2項中「子育て係」を「子育て支援係、障がい福祉係、地域保健第1係、地域保健第2係」に改める。

第17条中「社会福祉課」を「福祉支援課」に改める。

第18条中「高齢福祉課」を「福祉支援課及び地域保健課」に改め、同条第2項中「毎」を削り、「支援係」の次に「、地域保健第1係及び地域保健第2係」を加える。

別表第1を次のように改める。

課(局)	所掌事務
総務課	(1) 秘書に関すること。 (2) 儀式、式典、褒章及び表彰に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 自治会関係事務に関する事。 (4) 市議会の招集及び議案等に関する事。 (5) 文書及び法規に関する事。 (6) 情報公開及び個人情報保護に関する事。 (7) 交通政策に関する事。 (8) 財産区に関する事。 (9) 組織機構の再編及び改善に関する事。 (10) 職員人事に関する事。 (11) 総合教育会議に関する事。 (12) 交通安全・防犯対策に関する事。 (13) 統計調査に関する事。 (14) 他の所管に属さない事務に関する事。 (15) 総務部内の庶務に関する事。
危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 危機管理に関する事。 (2) 防災・減災対策に関する事。
まちづくり政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合政策の策定、施策の企画及び調整に関する事。 (2) 市長特命事項に関する事。 (3) 行財政改革に関する事。 (4) 広域行政に関する事。 (5) 国際交流に関する事。 (6) 男女共同参加の推進に関する事。 (7) 市民協働に関する事。 (8) 市政懇談会に関する事。 (9) 阿賀野市イメージキャラクターに関する事。 (10) 広報広聴活動に関する事。
デジタル推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電算処理に関する事。 (2) 行政デジタル化の総合的な企画及び調整に関する事。
財務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予算の編成及び執行管理に関する事。 (2) 財政運営に関する事。 (3) 財産の総合管理及び調整に関する事。 (4) 入札及び契約に関する事。 (5) 工事等の検査管理に関する事。

	(6) 担当施設の整備に関する事。
税務課	(1) 市税の賦課に関する事。 (2) 市税の収納及び滞納整理に関する事。 (3) 税務証明に関する事。
市民生活課	(1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事。 (2) 住居表示に関する事。 (3) マイナンバーカードに関する事。 (4) 一般旅券の発給等に関する事。 (5) 人権擁護に関する事。 (6) 消費者保護行政に関する事。 (7) 環境政策に関する事。 (8) 一般廃棄物の処理計画に関する事。 (9) 墓地及び埋火葬に関する事。 (10) 民生部内の庶務に関する事。
地域保健課	(1) 保健、福祉、医療に係る相談に関する事。 (2) 生活習慣病予防に関する事。 (3) 保健、医療に係る統計に関する事。 (4) 地域医療に関する事。 (5) 休日診療業務に関する事。 (6) 病院事業の運営に関する事。 (7) 病院整備に関する事。 (8) 健康寿命延伸に関する事。 (9) 妊産婦、母子に係る相談に関する事。 (10) 児童家庭相談に関する事。
福祉支援課 (福祉事務所)	(1) 健康づくり及び疾病予防に関する事。 (2) 成人保健に関する事。 (3) 歯科保健に関する事。 (4) 精神保健に関する事。 (5) 国民健康保険及び国民年金に関する事。 (6) 後期高齢者医療に関する事。 (7) 民生委員及び児童委員に関する事。 (8) 障がい者福祉に関する事。 (9) 生活保護に関する事。

	<p>(10) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。</p> <p>(11) NPO、ボランティア等に関する事。</p> <p>(12) 要介護認定に関する事。</p> <p>(13) 介護保険の賦課徴収に関する事。</p> <p>(14) 介護保険給付に関する事。</p> <p>(15) 高齢者福祉に関する事。</p> <p>(16) 老人医療費助成事業に関する事。</p>
こども課	<p>(1) 母子保健に関する事。</p> <p>(2) 児童福祉に関する事。</p> <p>(3) 保育所、こども園及び児童クラブに関する事。</p> <p>(4) こどもの貧困対策に関する事。</p> <p>(5) 児童虐待予防啓発に関する事。</p>
生涯学習課	<p>(1) スポーツに関する事(学校における体育に関する事を除く。)</p> <p>(2) 文化に関する事(文化財の保護に関する事を除く。)</p> <p>(3) 阿賀野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成25年阿賀野市教育委員会規則第2号)第3条に規定する業務に関する事。</p>
農林課	<p>(1) 農業、林業及び水産業(内水面)の振興に関する事。</p> <p>(2) 農業後継者及び担い手の育成並びに生産の組織化及び法人化に関する事。</p> <p>(3) 農業振興地域の整備に関する事。</p> <p>(4) 農畜産物の地産地消推進に関する事。</p> <p>(5) 農業農村整備に関する事。</p> <p>(6) 農道の整備に関する事。</p> <p>(7) 森林及び林道の整備に関する事。</p> <p>(8) 産業建設部内の庶務に関する事。</p>
商工観光課	<p>(1) 商業及び工業の振興に関する事。</p> <p>(2) 労働行政及び雇用対策に関する事。</p> <p>(3) 企業誘致に関する事。</p> <p>(4) 観光及び物産に関する事。</p> <p>(5) 観光施設の管理運営に関する事。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 阿賀野市宿泊施設リズムハウス瓢湖に関する事。 (7) 宝珠温泉保養センターあかまつ荘に関する事。 (8) 道の駅あがのに関する事。
公園管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 瓢湖公園管理に関する事。 (2) 公園整備に関する事。 (3) その他公園管理に関する事。
建設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、河川、橋梁等に関する事。 (2) 都市緑化に関する事。 (3) 国土調査に関する事。 (4) 法定外公共物に関する事。 (5) 都市計画に関する事。 (6) 開発行為に関する事。 (7) 建築及び営繕に関する事(他課に属することを含む。) (8) 公営住宅に関する事。 (9) 国県等関係機関との事業調整に関する事。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道事業の経営に関する事。 (2) 下水道事業の計画に関する事。 (3) 下水道施設の建設に関する事。 (4) 下水道施設の維持管理に関する事。 (5) 下水道施設の災害復旧に関する事。 (6) 浄化槽に関する事。 (7) 受益者負担金及び分担金の賦課、徴収及び滞納整理に関する事。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現金及び有価証券並びに担保物件の出納及び保管に関する事。 (2) 決算の調整に関する事。 (3) 支出負担行為の確認に関する事。 (4) 資金計画に係る支払資金の調達に関する事。 (5) その他収支に係る会計審査に関する事。

(阿賀野市病院事業財務規則の一部改正)

第10条 阿賀野市病院事業財務規則(平成26年阿賀野市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「健康推進課長」を「地域保健課長」に改める。

(阿賀野市特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第11条 阿賀野市特定非営利活動促進法施行細則(平成29年阿賀野市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第8条中「社会福祉課」を「福祉支援課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式については、当分の間これを使用することができるものとする。